

書記官送達
8年2月25日午後1時30分

令和8年2月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

相続税賦課決定処分取消請求事件

口頭弁論終結日 令和7年11月19日

判 決

5

[Redacted]

[Redacted]

原告

同訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

三木義一

春日通良

山本洋一郎

菅野直樹

松本道弘

10

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被告

同代表者法務大臣

処分行政庁

被告指定代理人

同

同

同

同

同

国

平口洋

鎌倉税務署長

村山康知

印南真吾

小林真帆

戸田行重

森田哲也

小池裕行

吉川優子

15

20

主 文

1. 原告の請求を棄却する。
2. 訴訟費用は原告の負担とする。

25

事 実 及 び 理 由

第1 請求

鎌倉税務署長が令和4年9月30日付けで原告に対してした、
に開始した被相続人の相続に係る原告の相続税についての更正処分
のうち、納付すべき税額2426万1000円を超える部分及び過少申告加算
税の賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

原告は、原告の父である (以下「本件被相続人」という。) の相続に
係る相続税の申告をしたところ、鎌倉税務署長は、本件被相続人の配偶者であ
り、共同相続人の一人である (以下「本件妻」という。) が取得した
米国の遺族年金である「widow's benefits」を受給する権利 (以下「本件受給
権」という。) が相続税法3条1項6号所定の財産 (同項の改正の前後を問わ
ず、同項各号に規定する財産を以下「みなし相続財産」という。) に該当する
ものであり、その評価額を全ての相続人に係る課税価格に加算すべきであるな
どとして、原告の上記相続税の更正処分 (以下「本件更正処分」という。) 及
び過少申告加算税賦課決定処分 (以下「本件賦課決定処分」といい、本件更正
処分と併せて「本件更正処分等」という。) をした。

本件は、原告が、本件受給権はみなし相続財産に該当しないなどと主張して、
本件更正処分のうち原告の上記申告に係る納付すべき税額を超える部分及び本
件賦課決定処分の取消しを求める事案である。

2 関係法令等の定め

相続税法、相続税法施行令 (平成31年政令第98号による改正前のもの。
以下「施行令」という。)、相続税法施行規則 (平成31年財務省令第8号に
よる改正前のもの。以下「施行規則」という。) 等の関係法令等の定めは、別
紙1「関係法令等の定め」記載のとおりである。なお、別紙で定める略称は、
以下の本文においても用いる。

3 前提事実（当事者間に争いがないか後掲各証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実並びに当裁判所に顕著な事実。なお、枝番号のある書証は、特段の記載のない限り、枝番号を全て含む。以下同じ。）

(1) 当事者等

5 ア 原告は、本件被相続人（[redacted] 生、[redacted] 死亡）と本件妻（[redacted] 生）との間の子である。（乙A1、2）

10 イ 本件被相続人は、昭和28年3月に大学を卒業後、日本企業に就職し、昭和37年に婚姻した本件妻と共に、米国の4都市にそれぞれ3年から4年程度海外赴任し、その後日本に帰国した。本件被相続人は、[redacted]（以下「本件相続開始日」という。）に死亡し、同人の相続（以下「本件相続」という。）を開始した。（乙A1、2、弁論の全趣旨）

15 ウ 本件相続に係る法定相続人は、本件被相続人の配偶者である本件妻（本件相続開始日の当時81歳）と子である原告の2人である（以下、原告と本件妻を併せて「本件共同相続人」という。）。（乙A1、2）

(2) 米国の年金制度について

ア 概要

米国の年金制度の概要は、要旨次のとおりである。（乙C1）

20 (ア) 老齢・遺族・障害保険制度 (Old-Age, Survivors, and Disability Insurance) においては、被用者及び年収が一定額以上の自営業者が、社会保障制度の加入対象者となる。

(イ) 保険料は、社会保障税として内国歳入庁が徴収し、年金給付は社会保障庁 (Social Security Administration) が行う。

25 (ウ) 年金加入期間が10年相当以上ある場合、老齢給付金 (Old-age benefits) の受給資格が得られる。

(エ) 米国の年金制度の加入期間が1年6か月以上ある者は、日米両国の年

金制度の加入期間を通算して10年相当以上となる場合、米国の年金制度から老齢給付金を受けることができる。

(オ) 遺族年金制度がある。

イ 連邦規則集の規定

米国の年金制度が規定されている連邦規則集 (Code of Federal Regulations) 20巻 (Title 20) は、老齢給付金及び「widow's or widower's benefits」について、要旨次のとおり規定している (なお、「widow's benefits」又は「widow's or widower's benefits」は、「寡婦 (・寡夫) 給付」と訳す例 (甲C1の9、乙C2) もあるが、後記(i)のとおり、老齢給付金の受給者等が死亡した場合にその遺族が年金を受給できる権利であるという性質に鑑み、本判決においては、以下「米国遺族年金」と訳すこととする。)。 (乙C2)

(ア) 老齢給付金について (§ 404.311)

a 老齢給付金の受給資格は、次のいずれかの時点から開始される。

(a) 完全退職年齢に達している場合、申請の対象期間内の月のうち、一部だけでも受給資格要件を全て満たしている最初の月。

(b) 省略

b 老齢給付金の受給資格は、死亡月の前月で終了する。

(イ) 米国遺族年金について

a § 404.335

次の(a)から(e)までの要件を満たす場合、完全な受給資格を持ち死亡した被保険者の寡婦又は寡夫として給付金を受ける権利がある。

(a) 被保険者の妻又は夫であり、次の(i)から(iv)までの条件のいずれかを満たしていること。

(i) 被保険者が死亡する直前まで、被保険者の妻又は夫としての関係が少なくとも9か月間継続していたこと。

(ii) 被保険者が死亡した月の前月に米国家族年金の受給資格があり、完全退職年齢に達している場合又は老齢給付金若しくは障害給付金のいずれも受給資格がない場合。

(iii)から(iv) 省略

5 (b) 申請を行うこと。ただし、次の(i)から(iv) (省略) までの条件のいずれかを満たす場合は、再度申請する必要はない。

(c) 60歳以上である、又は50歳以上で障害を有しており、次の(i)から(iv) (省略) までの条件を全て満たしていること。

(d) 被保険者の基本年金額以上の老齢給付金を受給する資格がないこと。

10 (e) 結婚していないこと。ただし、1983 (昭和58) 年より後の月に対する給付金については、次の(i)から(iv) (省略) までのいずれかに該当する場合を除く。

15 b § 404. 337

(a) 米国遺族年金は、申請の対象となり、受給のための他の要件が全て満たされている最初の月から受給資格がある。

(b) 米国遺族年金の受給資格は、以下のうち最も早い時期に終了する。

(i) 被保険者の基本年金額と同額以上の老齢給付金の受給資格を得た月の前月。

20 (ii)及び(iii) 省略

(iv) 亡くなった場合はその月の前月。

(c)及び(d) 省略

25 c § 404. 338

(a) 毎月の給付金は被保険者の基本年金額と同額である。被保険者が62歳になる前に死亡し、1984 (昭和59) 年の後に初めて受給資格を得た場合、特別基礎年金額を計算して毎月の給付額を決定

することができる。

(b)及び(c) 省略

ウ 社会保障給付の生活費調整

5 米国では、社会保障給付による購買力がインフレによって損なわれない
よう、支給される社会保障給付額について、毎年、生活費調整 (Cost-of-
Living Adjustment) が行われている。生活費調整は、消費者物価指数等が
一定程度上昇した場合に適用されるものであるため、生活費調整により、
10 社会保障給付額が増加することはあっても、減少することはない。実際に
も、生活費調整は1975 (昭和50) 年以降実施されているが、201
0 (平成22) 年、2011 (平成23) 年及び2016 (平成28) 年
を除き、いずれの年も給付額を増加させており、生活費調整によって社会
保障給付額が減少した年はない。(乙C3、4)

エ 米国遺族年金の受給方法

15 米国遺族年金は、解約 (支給の取りやめ) 自体は可能であるが、解約し
た場合、解約返戻金が支給されることはなく、また、年金形式に代えて一
時金として支給を受けることはできない。(乙C5)

(3) 本件妻による本件受給権の取得

ア 本件被相続人は、本件相続開始日の属する令和元年当時、老齢給付金と
して月額1106米国ドルを受給していた。(乙C6)

20 イ 本件妻は、本件被相続人の死亡により、前記(2)イ(イ) aの規定に基づき、
米国遺族年金 (widow's benefits) を受給する権利 (本件受給権) を取得
した。本件受給権に係る令和元年の受給額は、前記(2)イ(イ) cの規定に基づ
き、本件被相続人の老齢給付金と同額の月額1106米国ドル (年換算す
ると1万3272米国ドル) であった (以下、この1万3272米国ドル
25 を「本件受給額」という。)。 (弁論の全趣旨)

(4) 本件訴えの提起に至る経緯

ア 原告は、令和2年1月31日、本件相続に係る相続税（以下「本件相続税」という。）について、別表1の「当初申告（期限内）」欄のとおり記載した申告書（以下「本件相続税申告書」という。）を鎌倉税務署長に提出した。（乙A2）

5 イ 鎌倉税務署長は、本件受給権がみなし相続財産に当たること等を理由として、令和4年9月30日付けで、原告に対し、別表1の「更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分」欄のとおり、更正処分（本件更正処分）及び過少申告加算税の賦課決定処分（本件賦課決定処分）をした。（甲A3）

10 鎌倉税務署長は、本件更正処分において、本件受給権の価額を評価するに当たり、相続税法24条5項で準用する同条1項3号ハの「余命年数」として厚生労働省の作成に係る完全生命表を踏まえて算出した10年を、「給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額」として本件受給額を、「予定利率」として令和元年における米国の社会保障年金信託基金の実効金利である2.8%（以下「本件実効金利」という。）を、それぞれ用い、別表2のとおり、本件受給権の価額を1229万7922円と評価した。

15 ウ 原告は、令和4年12月13日、本件更正処分等を不服として、国税不服審判所長に審査請求をした。（甲A1）

20 エ 国税不服審判所長は、令和5年12月1日付けで、原告の審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。（甲A1）

オ 原告は、令和6年5月30日、本件訴えを提起した。（顕著な事実）

(5) 米国の社会保障年金信託基金の実効金利について

25 米国における老齢・遺族・障害保険制度においては、現役世代が納付する社会保障税によって高齢者に対する年金給付を行うとともに、高齢化による将来の支出増加に備え、毎年の社会保障税等の歳入が歳出を上回る分を社会保障年金信託基金（Old-Age, Survivors, and Disability Insurance Trust

Fund) に積み立てている。(乙C7)

この社会保障年金信託基金の運用利回りである実効金利は、当該基金が保有する証券のポートフォリオ全体を反映し、その年に獲得した利息をその年の平均保有資産水準で除して算出されるものであり、米国の社会保障制度において社会保障税として徴収された金額の運用利回りの実績として公表されているところ、2019(令和元)年における社会保障年金信託基金の実効金利は、2.8%であった(本件実効金利)。(乙C8、弁論の全趣旨)

(6) 平均余命年数及び邦貨換算レートについて

ア 厚生労働省が作成した平成27年の第22回完全生命表(女)(本件相続開始日において公表されていた最新のもの)における81歳女性の平均余命年数は、10.99年である。(乙C9)

イ 本件相続開始日は土曜日であるため、同日の為替相場はない。本件相続開始日の前日である[REDACTED]における、原告の取引金融機関である[REDACTED]の米国ドルの対顧客直物電信買相場(以下「TTB」という。)は、107.52円である。(乙C10、弁論の全趣旨)

4 本件更正処分等の根拠及び適法性に係る被告の主張

被告が主張する本件更正処分等の根拠及び適法性は、別紙2「本件更正処分等の根拠及び適法性に係る被告の主張」記載のとおりであり、原告は、後記5の争点に関する部分を除き、その計算の基礎となる金額及び計算方法を争わない。

5 主な争点

- (1) 本件受給権が「定期金(括弧内省略。以下同じ。)に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」(相続税法3条1項6号)に該当して相続税の課税財産となるか(争点1)
- (2) 本件更正処分における本件受給権の評価額が正当であるか(争点2)
- (3) 本件受給権に相続税法3条1項6号を適用することが平等原則に違反する

か（争点3）

なお、原告は、本件受給権の金銭的評価が不可能であること等を理由に、本件受給権が「財産」（相続税法3条1項柱書き）に当たらないとも主張しているが、同項柱書きが「当該各号に掲げる財産」と規定していることからすれば、
6 「財産」に当たるか否かは、同項6号該当性に係る争点1の判断により決められるべきものであり、主な争点としては記載しないこととした。

6 主な争点に関する当事者の主張

(1) 争点1（本件受給権が「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」（相続税法3条1項6号）に該当して相続税の課税財産となるか）について

(被告の主張)

ア 意義

「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」（相続税法3条1項6号）とは、次の(ア)から(ウ)のような同号の沿革からすれば、法令等の規定によって相続人等が直接に取得する定期金に関する権利をいう。

(ア) 昭和25年法律第73号による全部改正前の相続税法（昭和22年法律第87号。以下「旧相続税法」という。）においては、旧厚生年金保険法（昭和16年法律第60号）に基づく遺族給付について、「被相続人の死亡により相続人その他の者が取得する定期金に関する権利（旧相続税法4条5号及び6号に掲げるものを除く。）」（旧相続税法4条7号）に該当し、相続財産とみなされることを前提に、保険給付として支給を受ける金銭（養老年金を除く。）を標準として租税公課を課さない旨規定していた旧厚生年金保険法29条により相続税が課税されないものと解されていた。

(イ) 旧相続税法の全部を改正して制定された相続税法（昭和25年法律第73号。以下「制定時の相続税法」という。）においては、同法3条1

項6号に規定する「定期金に関する権利で契約に基くもの以外のもの」に該当する権利とは、恩給法に基づく扶助料に類する年金のように、法令等の規定によって相続人等が直接に取得する定期金に関する権利をいうものと解されていた。

5 (ウ) そして、制定時の相続税法は、昭和29年法律第39号による一部改正（以下「昭和29年改正」という。）により、制定時の相続税法3条1項6号に規定する「定期金に関する権利で契約に基くもの以外のもの」という文言に「（恩給法（大正12年法律第48号）の規定による扶助料に関する権利を除く。）」と付加され、恩給法の規定による扶助料に関する権利が除かれた。昭和29年改正は、恩給法の規定による扶助料に関する権利と性質を同じくする厚生年金保険法による遺族年金、労働者災害保障保険法による遺族補償費、国家公務員共済組合法による遺族給付等がそれぞれの法律において非課税とされていることについて、これらの「非課税」に相続税の非課税を含むと解した上で、これら遺族年金等を受給する権利と恩給法の規定による扶助料に関する権利との均衡を図る必要があるとの観点から、相続税法3条1項6号に規定する「定期金に関する権利で契約に基くもの以外のもの」から恩給法の規定による扶助料に関する権利を除くことにより、恩給法による扶助料に関する権利についても相続税を非課税としたものであった。

15
20 イ 本件におけるあてはめ

本件受給権は、連邦規則集の規定に基づき本件被相続人の遺族である本件妻が直接取得した米国遺族年金を受給する権利であるところ、当該遺族年金は、連邦規則集の規定に基づき、被保険者が死亡した場合に、一定の要件を満たす当該被保険者の配偶者に対し、当該配偶者が死亡するまで毎月支給されるものであるから、法令等の規定によって相続人等が直接に取得する定期金に関する権利に当たる。

したがって、本件受給権は、「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」に当たり、相続税の課税財産となる。

ウ 原告の主張に対する反論（相続税法の評価規定を理由にみなし相続財産に該当しないと原告の主張に理由がないこと）

原告は、本件受給権の取得には「申請」が必要であり、「定期金給付事由が発生していない」（相続税法25条）ものに関する権利であるから、同条により評価すべきであるところ、同条は定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のものの価額の評価について準用規定を置いていないことからすると、本件受給権はみなし相続財産に該当しないと主張する。

しかしながら、「定期金給付事由」（相続税法25条）は、その文理からして、定期金を受け取る権利が発生する事由のことを指しており、本件受給権の「申請」のような支払又は給付のための請求手続は含まれないし、そもそも、本件妻は、申請をすることなく本件受給権を取得している。

そうすると、本件相続開始日に本件受給権の「申請」がされていないことをもって、本件受給権について「定期金給付事由が発生していない」とは認められないから、本件受給権について相続税法25条により評価すべきであるとの原告の主張は、その前提を欠く。

エ 本件におけるあてはめに係る原告の予備的主張に対する反論（本件妻が喪失した家族年金相当額を相続税の課税対象から控除すべきであるとの原告の主張に理由がないこと）

(ア) 本件受給権は、相続税法3条1項6号の定めるみなし相続財産に該当するところ、その一部のみがこれに該当し、その余の部分は該当しないと解すべき法令上の根拠は存しない。

(イ) 相続税の課税の対象は、相続又は遺贈により「取得」した財産であるから、原告が主張する米国家族年金に係る権利の「喪失」が、相続税の課税の対象を左右することはない。

(7) 主位的主張

「みなし相続財産」として相続税の課税対象になるためには、本件についていえば、本件被相続人に帰属すべき権利又は同人の出捐に基づいて発生した権利が同人の死亡に直接起因して請求人（相続人等）に移転した実体のある場合に当たることが必要であるところ、本件受給権のような公的年金制度の場合には、このようなことは全く想定できない。

したがって、本件受給権は「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」に当たらない。

(イ) 予備的主張（本件妻が喪失した家族年金相当額を相続税の課税対象から控除すべきであること）

仮に、本件受給権がみなし相続財産に該当し得るとしても、次の a から c のとおり、本件妻が喪失した家族年金相当額を相続税の課税対象から控除すべきである。

a 相続税法 3 条 1 項 6 号の適用の効果は、「相続又は遺贈により取得したものとみなす」ということにあるところ、相続の一般的な効果は、被相続人に帰属した権利義務の全てが包括的に承継されることであるから（民法 896 条）、相続税法 3 条 1 項 6 号の適用に当たっても、本件被相続人の死亡に起因して生じた法律関係の積極・消極の両面を含む全体を見て、その範囲を確定すべきである。

b 本件妻は、本件被相続人の死亡により、本件受給権を取得したが、米国家族年金の受給権を喪失している。米国家族年金に相当する金額がまず支払われ、その後に不足額を加算調整する形で、本件受給権に基づく米国家族年金が支払われていることを踏まえれば、本件受給権のうち、米国家族年金に相当する部分（本件受給権に基づく受給額の半額）については、米国家族年金に係る受給権が転化したものにすぎないから、本件被相続人から本件妻に財産が移転したという実質を欠

く。

c. したがって、本件受給権のうち、米国家族年金に相当する部分（本件受給権に基づく受給額の半額）については、「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」に当たらない。

5 ウ 相続税法25条は、定期金給付事由が発生していない定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のものの評価を予定しておらず、みなし相続財産に該当しないことを前提としていること

6 権利を取得した時に定期金給付事由が発生していない権利の評価について定める相続税法25条は、「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」の価額の評価について準用する規定を設けていない。これは、
10 権利を取得した時に定期金給付事由が発生していない権利であって、契約に基づくもの以外のものについては、相続税法3条1項6号のみなし相続財産に該当しないことを前提としているためである。

15 そして、本件受給権に基づく給付を受けるためには、本件妻が本件受給権を取得するだけでなく、本件妻による申請が必要である。そうすると、本件受給権は、本件被相続人の死亡により本件妻が取得したものであるが、同時点においては本件妻による申請がされていないから、権利を取得した時には定期金給付事由が発生していないというべきである。

20 そうすると、本件受給権は、相続税法25条により評価をすることができないものであり、相続税法3条1項6号のみなし相続財産に該当しない。

(2) 争点2（本件更正処分における本件受給権の評価額が正当であるか）について

(被告の主張)

ア 適用される条項について

25 本件受給権は、その目的とされた者が死亡するまでの間、定期的に金銭その他の物の給付を受ける権利である「終身定期金」（相続税法24条1

項3号柱書き)に当たるから、同条5項が準用する同条1項3号によって評価すべきである。

そして、本件受給権は、解約自体は可能であるものの、解約した場合に解約返戻金が支給されることはなく、また、年金形式に代えて一時金として支給を受けることはできないから、相続税法24条1項3号イ及びロに規定する金額がない。

したがって、本件受給権の価額は、相続税法24条1項3号ハの規定を準用して評価することとなる。

イ 相続税法24条1項3号ハによる評価について

本件受給権については、次の(ア)から(ウ)のとおり読み替えるなどした相続税法24条1項3号ハによって評価すべきであり、その評価額は、別表2「本件受給権の価額の評価明細書」のとおり、1万3272米ドル(本件受給額)に余命年数である10年に応ずる令和元年の実効金利2.8%(本件実効金利)による複利年金現価率8.618を乗じたものを邦貨換算した1229万7922円(1ドル=107.52円換算)となる。

したがって、本件更正処分における本件受給権の評価額は正当である。

(ア)「当該契約に関する権利を取得した時におけるその目的とされた者に係る余命年数」(相続税法24条1項3号ハ)について

「余命年数」は、施行令5条の8及び施行規則12条の3により、厚生労働省の作成に係る完全生命表に掲げる年齢及び性別に応じた平均余命(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)をいう。

本件において余命年数の算出の対象となる者は、本件被相続人の死亡により本件受給権を取得した本件妻(本件相続の当時81歳)であるところ、本件相続開始日において公表されていた最新の厚生労働省の作成に係る完全生命表における81歳女性の平均余命は10.99年であるから、「余命年数」は10年となる。

(イ) 「当該契約に基づき給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額」(相続税法24条1項3号ハ)について

6 a 「当該契約に基づき」との文言は、契約に基づくもの以外のものについて相続税法24条1項3号を準用する同条5項に鑑み、「当該権利に基づき」と読み替えるのが相当である。

10 b 仮に、将来の「給付を受けるべき金額」が権利の取得時に判明していない場合に権利の評価が一切許されないとすると、当該権利が課税財産に含まれるにもかかわらず、相続税額の計算が不可能になるという不都合が生ずるが、相続税法がそのような不都合を予定しているとは解されない。

15 そして、相続税法24条1項3号ハの趣旨が、将来、余命年数の間にわたって給付を受けるべき金額の合計額を相続開始時点における現在価値に引き直して算定するという権利の評価の方法を規定するものであることに照らし、同号ハは、将来の「給付を受けるべき金額」が権利の取得時に判明していない場合には権利の評価を一切許さないという趣旨を含む規定ではなく、そのような場合には、合理的な評価の方法を用いて「給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額」を算出することを許容するものと解するのが相当である。

20 本件についてみると、本件受給権に基づいて支給される遺族年金の金額は、米国社会保障庁から毎年末ないし翌年初めに送付される「Your New Benefit Amount」という書類を受領しなければ翌年の受給額を知ることとはできず、本件妻が本件受給権を取得した時には、将来の生活費調整を織り込んだ「給付を受けるべき金額」は判明していなかった。
25 もっとも、権利取得時に判明している金額(本件受給額)をもって毎年一定の給付を受けるものと同様に取り扱うことは合理的である上、相続税法24条1項3号の趣旨に反するものではない。また、米国の

生活費調整は、消費者物価指数等が一定程度上昇した場合に適用されるものであり、これによって社会保障給付額が増加することはあっても減少することはないから、本件受給額は納税者に有利な金額である。

したがって、「給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額」は、本件相続により本件妻が受給することとなった米国遺族年金の月額である1106米国ドルを年換算した1万3272米国ドル（本件受給額）となる。

(ウ) 「当該契約に係る予定利率」（相続税法24条1項3号ハ）について

a 本件受給権は契約に基づかない権利であるから、「当該契約に係る予定利率」は存在しない。もっとも、相続税法24条1項3号ハは、「当該契約に係る予定利率」が存在しない場合には権利の評価を一切許さないという趣旨を含む規定ではなく、そのような場合には基準年利率（利付国債に係る複利利回りを基に計算した年利率をいう。）等の合理的な評価の方法を用いることを許容するものと解するのが相当である。

b 平成22年法律第6号による一部改正（以下「平成22年改正」という。）によって、相続税法24条1項が予定利率を用いて定期金に関する権利の価額を評価することとされた趣旨は、制定時の相続税法24条1項で定めていた所定の倍数や倍率を用いた評価方法では、評価時点における金利水準等を反映できない結果、かかる評価方法に基づく評価額が実際の受取金額の現在価値に比べて非常に低いものになってしまうこと等に対応するためである。

このような沿革からすれば、相続税法24条の定める定期金に関する権利の評価方法は、契約で定まった予定利率を用いること自体に合理性があるのではなく、評価時点における金利水準等を加味して当該権利の現在価値を適切に算定することを念頭に置いたものであるから、

同法3条1項6号に規定する定期金に関する権利で契約に基づくもの
以外のものの価額の評価について同法24条1項3号ハを準用する場合に、
「予定利率」に代わる合理的な利率として採用すべき利率は、
必ずしも、当該利率による運用の結果に基づいて定期金給付額が定ま
5 るものであることまで要するものではないと解するのが相当である。

予定利率とは、一般に、生命保険会社が保険料を計算するとき想定
した運用利回りのことをいうこと、本件受給権が米国遺族年金を受
給する権利であることからすると、上記の評価に当たり採用すべき利
率率は、米国遺族年金に関する運用利回りをを用いるのが合理的である。
10 この米国遺族年金に関する運用利回りは、米国社会保障庁によって、
社会保障年金信託基金がその年に獲得した利息をその年の平均保有資
産水準で除して計算した実効金利として公表されている。

したがって、本件受給権の評価額を算出する際の基礎となる「予定
利率」は、令和元年における社会保障年金信託基金の実効金利である
15 2.8%（本件実効金利）とするのが相当である。

ウ 原告の主張に対する反論（「余命年数」について定める施行令5条の8
及び施行規則12条の3が相続税法24条1項3号の委任の範囲を逸脱し
ていないこと）

(7) 平成22年改正により、終身定期金の評価方法が余命年数を用いる方
法（相続税法24条1項3号）に改められた経緯が平均寿命の伸長等に
20 あることからすれば、相続税法24条1項3号ハの趣旨は、評価時点に
おける平均寿命を踏まえて当該権利の現在価値を適切に算定すること
にある。

「当該契約に関する権利を取得した時」において「終身定期金の目的
とされた者」があと何年生きられるかは誰にも分からず、同人の余命
25 年数は判明していないから、施行令5条の8及び施行規則12条の3が「余

命年数」について、各年齢の者が平均してあと何年生きられるかという期待値である「平均余命」と定めることには合理性がある。また、相続税法24条1項3号ハの「余命年数」として「平均寿命」を用いるとの考え方を採ることは、同号ハの「当該契約に関する権利を取得した時」において「その目的とされた者」が完全生命表上の平均寿命を超える年齢であった場合の「余命年数」の計算方法が明らかでなく、採用し難い。そして、厚生労働省の作成に係る完全生命表は、特に重要な統計として、統計法に基づき基幹統計に指定されているものである。

これらによれば、相続税法24条1項3号ハの「余命年数」を上記生命表に掲げる「平均余命」と定めることは、「余命年数」を定めることを委任した同号ハの趣旨ないし目的に反しないことは明らかである。

(イ) 原告は、平成22年改正において考慮されたのは「平均寿命」であって「平均余命」ではないと主張する。

しかしながら、平成22年改正において、「平均寿命」という文言を用いているものの、「平均余命」という概念と明確に区別した上で「平均寿命」という文言を選択して使用したことをうかがわせる形跡はないから、相続税法24条1項3号の改正経緯で考慮されたのは「平均寿命」であって、「平均余命」ではないということとはできない。また、平均寿命だけでなく、全年齢の平均余命についても昭和25年以降一貫して伸びていることからすれば、「余命年数」を「平均余命」と定めることは、平均寿命を踏まえるという平成22年改正の趣旨に反するものではない。

そして、制定時の相続税法24条1項3号は、終身定期金の評価方法につき、終身定期金を平均寿命までの年数を限度に評価する趣旨のものではなかった。さらに、平成22年改正は、平均寿命の伸長等や社会情勢の変化等を踏まえて終身定期金の評価方法を改めたものであるが、平均寿命までの年数を限度に評価する趣旨ではないという終身定期金の評

価方法の考え方を上記改正が変更したことをうかがわせる形跡はない。

以上によれば、原告の上記主張は理由がない。

(原告の主張)

ア 相続税法 24 条 1 項 3 号を準用できないこと

5 本件受給権は、相続財産とみなすために必要な、①被相続人に本来相続税の対象となるような金銭の負担がなく、②当該負担に見合う解約返戻金又は一時金もなく、③余命年数にわたり受け取ることができる年金総額も定まっておらず、その現在価値が測定不能であるから、相続税法 24 条 5 項により同条 1 項 3 号を準用することはできない。

10 イ 相続税法 24 条 1 項 3 号ハによる具体的な評価が違法であること

(ア) 「当該契約に関する権利を取得した時におけるその目的とされた者に係る余命年数」について

15 a 「余命年数」について定める施行令 5 条の 8 及び施行規則 12 条の 3 は、次のとおり、相続税法 24 条 1 項 3 号の委任の範囲を逸脱しており無効である。

20 授權規定たる相続税法 24 条 1 項 3 号の文理から、余命年数が平均余命であるということとはできない(授權規定の文理)。また、相続税法 24 条 1 項 3 号が下位法令に委任したのは、主として、法律によって定めると迅速性に欠けるという点にあり(下位法令への委任の趣旨)、委任に当たっては租税法律主義の要請がある(委任命令により制限される権利利益の性質)ことからすれば、委任命令の制定に当たり、行政機関に対して自由で広範な裁量が認められるべき場面ではない。

25 そして、将来、余命年数の間にわたって給付を受けるべき金額の合計額を相続開始時点における現在価値に引き直して算定するという相続税法 24 条 1 項 3 号ハの趣旨に加え、終身定期金に係る将来の給付額の総和をあらかじめ確定することはできないが、基本権の価値は將



5 来の給付額の総和を超えるものではないから、相続開始時点で将来の給付額を見込むものでなければならぬこと等からすれば、相続税法24条1項3号の「余命年数」については、生存する高い蓋然性が認められ、その間にわたる将来の給付が確実に見込まれる年数をいうべきであり、その算出に当たり、50%程度の生存率にすぎない平均余命を用いることは不合理である（授權法の趣旨等）。

10 b 原告の主張は、「余命年数」として具体的な年数を明らかにする必要はないことを前提とするものであり、その解釈としては、相続税法24条1項3号ハの趣旨に基づき、余命年数の間にわたって給付を受けるべき金額が実際の受取金額に照らして合理的なものとなるか否かを問題とすべきである。例えば、相続人が著しく高齢である場合には、定期金に関する権利の評価額を零とすることも否定されない。

15 c 被告は、終身定期金の評価方法を定める相続税法24条1項3号を改正して平均余命を用いることとした平成22年改正の趣旨が平均寿命の伸長等にあると主張するが、平均余命と平均寿命とは別の概念である。また、平成22年改正前の相続税法24条1項3号が平均寿命までの年数を限度に評価するものではなかったとしても、平成22年改正により同号の評価方法が根本的に改められたのであるから、平成22年改正前の条文に基づいて同改正後の条文の解釈を論ずること自体が誤りである。

20 (イ) 「当該契約に基づき給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額」について

25 被告は、「当該契約に基づき」との文言を「当該権利に基づき」と、「給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額」との文言を「給付を受けた相続開始時の受給額」と、それぞれ読み替える。

しかしながら、「平均額」は、受給者が受給開始後死亡するまでの総

額をその期間で割った金額であるから、支給総額が相続開始時に判断できなければならないが、受給者がいつまで生存するか、支給額がどう変動するか、日本及び支給国の財政事情で大きく変動するから、これを算定することは不可能である。相続税法24条5項が同条1項3号を準用しているからといって、無理矢理計算するために要件を変えることが許容されるものではない。このように、相続税法が「平均額」と定めているのに、被告は、平均額とはなり得ない数字を任意に取り出し、他に合理的なものが見つからないとして、具体的な受給額をもって平均額と強弁している。

上記のような二重の読み替えは納税者の予測可能性を超えて拡大解釈するものであり、租税法律主義に反する。

(ウ) 「当該契約に係る予定利率」について

次のとおり、予定利率と実効金利は、形式的にも実質的にも異なるものであるから、予定利率を実効金利と読み替えることはできない。

a 予定利率は契約において生命保険会社等が約束した利率であり、基本的に変更できないものであるから、その総額が計算可能となる。

他方、実効金利は常に変動し、公的年金に関する大きな制度変更も懸念されるため、将来の予想はつかないし、これに基づく総額の算定も不可能である。

b 予定利率は一般に保険会社が想定した運用利回りであり、契約者から払い込まれた保険料を予定利率で運用することが保険給付の前提となっているから、予定利率による複利運用を想定することには合理性がある。

他方、米国の年金制度は、現役世代が納付する社会保障税によって高齢者に対する年金給付を行うことを基本としているところ、社会保障年金信託基金の積立は、高齢化による将来の支出増加に備え、毎

年の社会保障税等の歳入が歳出額を上回る部分を積み立てているにすぎないから、実効金利によって運用された当該基金が現実に米国遺族年金給付の支払に充てられるか否かさえ明らかでない。そのため、同基金の運用利回りと各回の年金給付との間に直接の関連性はない。

5 c 被告の主張する基準年利率の定義からすれば、本件受給権の関連では米国の国債に基づいて計算される年利率がこれに相当するというべきであり、実効金利が「予定利率」に代わる合理的な利率であるということにはならない。

ウ 小括

10 したがって、本件更正処分における本件受給権の評価額は、違法なものである。

(3) 争点3 (本件受給権に相続税法3条1項6号を適用することが平等原則に違反するか) について

(原告の主張)

15 国内外の公的年金受給権については、次のア及びイのとおり、相続税の課税対象外となっているにもかかわらず、次のウのとおり、合理的な理由なしに、本件受給権を含む国外公的年金受給権についてのみ相続税が課税されている。このように、国内年金受給権を非課税とし、国外年金受給権に課税する運用は、差別的課税に当たり、憲法の定める平等原則に違反する。

20 ア 相続税法3条の規定の推移、

制定時の相続税法では、みなし相続財産の対象に恩給法の規定による扶助料に関する権利が含まれることとなったが、仮に、被告の主張するように、定期金に関する権利を定めた相続税法3条1項6号が、広く法律に基づく定期金を対象とするものであれば、上記扶助料に関する権利を明記する必要は
25 なかったはずである。

そうすると、当時の立法者としては、公的年金受給権については、みなし、

相続財産の対象に当たらないものと認識していたというべきである。

イ 評価規定の要件改正によって公的年金について評価ができなくなったこと

平成22年改正により、終身定期金の価額に関する評価規定が改正され、相続税法24条1項3号のとおり定められた。もっとも、国内外の公的年金受給権については、同号の定める①解約返戻金の額（同号イ）、②一時金の額（同号ロ）、③予定利率による金額（同号ハ）のいずれも制度上算定することができず、評価規定である同号を適用することができなくなった。

そのため、国内外の公的年金受給権は、いずれも相続税法24条1項3号による評価をして課税することができないものとなった。

ウ 国内公的年金と国外公的年金の差異がないこと

被告は、国内外の公的年金に関する社会保険料の二重払いの問題に対応するため、諸外国との間で社会保障協定を締結し、日本と諸外国における就労期間を通算することを可能にするなどしてきたところ、税制面において、国内外の公的年金を差別的に取り扱う合理的な理由はない。

また、被告は、各国の公的年金制度には様々な違いがあると主張するが、本件で問題となっている米国の公的年金は、社会保険（公的年金）に基づく、被保険者の死亡に起因する遺族の固有の公法上の受給権という法的性質のものであり、日本の公的年金と同質のものである。

以上のとおり、国内公的年金とは異なり、国外公的年金に差別的に課税することに合理的理由はない。

(被告の主張)

年金制度全体やその中での遺族年金の位置付け、遺族年金の支給水準等が国によって様々であることを踏まえると、国外の遺族年金受給権を、国内の遺族年金受給権と同様に、一律に相続税の課税財産としないことは必ずしも適当ではないというべきであって、国内の遺族年金受給権と国外の遺族年金受給権との間の取扱いの差異は合理的な理由に基づくものであるから、差別

的課税ということとはできない。

したがって、本件受給権に相続税法3条1項6号を適用することは、平等原則に違反するものではない。

第3 当裁判所の判断

1 争点1(本件受給権が「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」(相続税法3条1項6号)に該当して相続税の課税財産となるか)について

(1) 「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」(相続税法3条1項6号) 該当性

ア 判断の枠組み

相続税の課税の対象となる財産は、相続又は遺贈により取得した財産であるところ(相続税法2条)、実質的には相続又は遺贈により取得したものと同視すべき財産であるのに、法律적으로는相続又は遺贈により取得した財産とはいえないものがある。しかしながら、法律的にみて相続財産又は遺贈により取得した財産でないからとの理由でこれを一律に相続税の課税対象から除外するのでは、相続税負担の不均衡とほ脱を許すことになりかねない。そこで、相続税法は、法律적으로는相続又は遺贈による取得財産に該当しないものであっても、実質的には相続又は遺贈による取得財産と同視すべき幾つかのものについて、これを相続又は遺贈により取得したものとみなして(みなし相続財産)課税財産に取り込むことによって、相続税負担の回避を防ぎ、実質的な負担の公平を図っているものと解される。

相続税法3条1項6号の文理に加え、同号が上記の趣旨で設けられた規定であることからすれば、同号の定める「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」とは、法令等(外国の法令を含む。以下同じ。)の規定によって相続人等が直接に取得する定期金に関する権利をいうと解するのが相当である。

イ 本件における検討

本件についてみると、本件受給権は、米国連邦規則集の規定（連邦規則集 § 404.335）に基づき、本件被相続人の遺族である本件妻が直接取得した米国遺族年金を受給する権利であるから（前提事実(2)イ(イ)、(3)イ）、法令等の規定によって相続人等が直接に取得する定期金に関する権利であると認められる。

したがって、本件受給権は、「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」（相続税法3条1項6号）に当たり、相続により取得したものとみなされるから、相続税の課税財産となる。

(2) 原告の主張について

ア 原告の主張する「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」の定義について

原告は、相続税法3条1項1号から5号までの規定との整合性を理由に、同項6号の「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」とは、被相続人に帰属すべき権利又は同人の出捐に基づいて発生した権利が、被相続人の死亡に直接起因して他者に移転した実体のある場合をいうと主張する。

しかしながら、相続税法3条1項6号には、同項1号及び3号から5号における「被相続人が負担した保険料」や「被相続人が負担した掛金又は保険料」、同項2号における「被相続人に支給されるべきであつた退職手当金、功労金その他これらに準ずる給与」のように、被相続人に帰属すべき権利又は同人の出捐に基づいて発生した権利の存在を前提としていることをうかがわせる文言はない。

また、相続人等が法令等によって定期金に関する権利を取得する場合においても、実質的には相続又は遺贈により財産を取得したものと同視すべき状況が生ずることからすれば、「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」を前記(1)アにおいて説示したように解することは、相続税

負担の回避を防ぎ、実質的な負担の公平を図るという相続税法3条の趣旨にも沿うものである。

そうすると、「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」について、被相続人に帰属するべき権利又は同人の出捐に基づいて発生した権利が他者に移転した実体のある場合に限るべきということとはできないから、原告の主張を採用することはできない。

イ 被告の主張する定義は、国内公的年金の基本権が非課税とされている課税実務と整合していない旨の原告の主張について

(ア) 相続税法の改正の経緯等について

制定時の相続税法3条1項6号は、「被相続人の死亡に因り相続人その他の者が恩給法（大正12年法律第48号）の規定による扶助料に関する権利その他定期金に関する権利で契約に基くもの以外のもを取得した場合においては、当該定期金に関する権利を取得した者について、当該定期金に関する権利」として、恩給法の規定による扶助料に関する権利はみなし相続財産である旨定めており、また、同号にいう「定期金に関する権利で契約に基くもの以外のもの」とは、法令等の規定によって相続人等が直接に取得する定期金に関する権利をいい、これには、厚生年金保険法による遺族年金、労働者災害保障保険法による遺族補償費、国家公務員共済組合法による遺族給付等が含まれると解されていた（乙B1）。

昭和29年改正後の相続税法3条1項6号においては、「被相続人の死亡に因り相続人その他の者が定期金に関する権利で契約に基くもの以外のもの（恩給法（大正12年法律第48号）の規定による扶助料に関する権利を除く。）を取得した場合においては、当該定期金に関する権利を取得した者について、当該定期金に関する権利（括弧内省略）」と改められ、「定期金に関する権利で契約に基くもの以外のもの」の文言

6
10
はそのままに、恩給法の規定による扶助料に関する権利がみなし相続財産から除外された（乙B12）。このような昭和29年改正の趣旨は、制定時の相続税法3条1項6号が「恩給法の規定による扶助料に関する権利その他定期金に関する権利で契約に基くもの以外のもの」を相続税の課税対象としていたところ、恩給法には同法の規定による扶助料に関する権利を非課税とする旨の規定はない一方、同権利と性質を同じくする厚生年金保険法による遺族年金等がそれぞれの法律において非課税とされていたことを踏まえ、恩給法の規定による扶助料に関する権利を課税対象から除くことにより、厚生年金保険法による遺族年金等を受給する権利と恩給法の規定による扶助料に関する権利との均衡を図ることにあった（乙B13～15）。

15
昭和29年改正の上記経緯のとおり、相続税法は、同改正の前後を通じて、厚生年金保険法による遺族年金等が相続税の課税対象となることを前提としており、厚生年金保険法等の個別の規定により遺族年金等が課税対象から除かれているものと整理されていた。

(イ) 厚生年金保険法等における非課税規定について

20
a 原告は、国内公的年金の個別法における非課税規定として、厚生年金保険法41条2項を例示した上で、このような個別法の規定は、支分権について非課税とする規定である旨主張する。

しかしながら、厚生年金保険法41条2項は「租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。」と定めており、その文理からすれば、各回の給付に係る所得税等についてのみ非課税とする旨を定めているものとは解されない。

25
また、厚生年金保険法による遺族年金は、遺族の生活安定に必要な資金であるといった政策的配慮から例外的に非課税とされているところ、その趣旨は、相続税の課税についてもあてはまる。

そして、上記の趣旨に加えて、遺族年金に係る基本権の経済的価値は、将来にわたって受け取るべき遺族年金の金額を取得時の現在価値に引き直した金額の合計額として把握することができることからすれば、厚生年金保険法41条2項等の非課税規定について、基本権と支分権とを区別して、支分権についてのみ定めた規定であると解することは、その実態にもそぐわないものといえる。

以上からすれば、厚生年金保険法41条2項は、遺族年金について、各回の給付を所得税等の課税対象としないのみならず、将来受給する分を含めて、相続税の課税対象ともしないとする趣旨を含む規定であると解するのが相当である。このことは、厚生年金保険法のみならず、他の公的年金に係る非課税規定についても同様である。

b この点、原告は、支分権として支給を受けた金銭が非課税であることを理由に基本権としての支給を受ける権利も非課税でよいとの見解を採用するのであれば、外国の公的年金についても、支分権として支給された部分は、所得税法上、国内の公的年金と同一に扱われることから（所得税法施行令72条3項8号（令和3年政令第229号による改正前のもの）参照）、本件受給権に基づき支給される金銭（支分権）について所得税は課されないのであり、基本権である本件受給権についても非課税とすべきである旨主張する。

しかしながら、厚生年金保険法による遺族年金等について相続税の課税対象とならないのは、支分権として支給を受けた金銭が非課税であることのみを理由とするものでないことは前記aのとおりである。また、原告の指摘する所得税法施行令72条3項8号は、飽くまで退職手当等とみなされる一時金についての所得税の取扱いを定めたものであるところ、米国遺族年金は一時金ではないから（前提事実(2)エ）、原告の主張は、前提を欠く。

したがって、原告の主張を採用することはできない。

(ウ) 小括

原告の主張は、国内公的年金の基本権が個別法の規定により非課税とされているものではないとの見解を前提とするものであるが、前記(ア)及び(イ)のとおり、厚生年金保険法による遺族年金等について相続税の課税対象から除かれているのは、原告の主張する見解を前提とするものではないから、原告の主張は採用することができない。

ウ 相続税法25条は、定期金給付事由が発生していない定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のものの評価を予定しておらず、みなし相続財産に該当しないことを前提としているとの原告の主張について

原告は、本件受給権の取得には申請を要するところ、原告は本件相続開始日においてその申請をしていないから、本件受給権は、「定期金給付事由が発生していないもの」（相続税法25条）に当たると主張する。

しかしながら、原告の主張によれば、本件妻は申請をすることなく本件受給権を取得したとのことであるから、原告の主張は、その前提を欠く。

これを措くとしても、「定期金給付事由」（相続税法25条）には、その文理に照らし、本件受給権における申請のような請求手続は含まれないものと解される。

したがって、原告の主張を採用することはできない。

エ 家族年金相当額を相続税の課税対象から控除すべきであるとの原告の予備的主張について

原告の主張は、原告の主張する「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」の定義を前提とするものであるところ、これを採用することができないことは、前記アにおいて説示したとおりである。

これを措くとしても、本件受給権は連邦規則集§404.335に基づいて支給されるものであり（前提事実(3)イ）、他方で、証拠（甲A1）に

よれば、米国家族年金は連邦規則集 § 404.330に基づいて支給されるものと認められるのであって、両者はそれぞれ別の根拠規定に基づく別個の制度により支給されるものであるから、本件受給権の半分に相当する部分が本件妻自身の米国家族年金に係る受給権が転化したものということ
5 はできない。そして、このことは、原告の主張するように、米国家族年金に相当する金額がまず支払われ、その後不足額を加算調整する形で、本件受給権に基づく米国遺族年金が支払われているとしても、左右されるものではない。

したがって、原告の主張を採用することはできない。

10 2 争点2 (本件更正処分における本件受給権の評価額が正当であるか) について

(1) 準用される条項について

ア 前記1のとおり、本件受給権は、相続税法3条1項6号の定める「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」に当たるから、同法24条5項が準用する同条各項の規定が準用される。
15

イ そして、本件受給権は、被保険者の基本年金額と同額以上の老齢給付金の受給資格を得るなどの事情がない限り、本件妻が死亡するまで、定期的に金銭が支給されるものであり(前提事実(2)イ(i) b、c)、その目的とされた者が死亡するまでの間、定期的に金銭その他の物の給付を受ける権利である「終身定期金」(相続税法24条1項3号柱書き)に当たるから、
20 同条5項が準用する同条1項3号によって評価するのが相当である。

ウ そして、米国遺族年金に係る受給権は、解約自体は可能であるものの、解約した場合に解約返戻金が支給されることはなく、また、年金形式に代えて一時金として支給を受けることはできない(前提事実(2)エ)。そうすると、本件受給権には相続税法24条1項3号イ及びロに規定する金額がないから、本件受給権の価額は、同号ハの規定を準用して評価することと
25

なる（相続税基本通達24-4参照）。

エ 原告は、本件受給権の現在価値を測定することができないから相続税法24条5項により同条1項3号を準用することはできない旨主張するが、後記(2)のとおりその現在価値を評価することができるのであって、原告の主張を採用することはできない。

(2) 相続税法24条1項3号ハによる評価について

ア 「当該契約に関する権利を取得した時におけるその目的とされた者に係る余命年数」（相続税法24条1項3号ハ）について

(ア) 「当該契約に関する権利を取得した時におけるその目的とされた者」について

相続税法24条1項3号ハの趣旨は、その規定内容に照らすと、将来、余命年数の間にわたって給付を受けるべき金額の合計額を相続開始時点における現在価値に引き直して算定するという権利の評価の方法を規定するものであると解される。したがって、余命年数の算出の対象となる「当該契約に関する権利を取得した時におけるその目的とされた者」（同号ハ）及び「同号の終身定期金に係る定期金給付契約の目的とされた者」（施行令5条の8）とは、終身定期金に係る定期金給付契約に関する権利を取得した者を意味すると解される。そして、「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」の価額の評価について、相続税法24条5項が同条1項3号ハを準用していることからすれば、余命年数の算出の対象となる者とは、「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」を取得した者をいうと解するのが相当である。

本件受給権を取得したのは本件妻であるから、余命年数の算出の対象となる者は、本件妻である。

(イ) 「余命年数」について

「余命年数」は、相続税法24条1項3号ハの規定を受けて定められ

た施行令5条の8及び同条の規定を受けて定められた施行規則12条の3により、厚生労働省の作成に係る完全生命表に掲げる年齢及び性別に応じた平均余命（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）により算出されることとなる。

5 そして、本件相続開始日において、本件妻は81歳であったところ（前提事実(1)ウ）、当時公表されていた最新の完全生命表における81歳女性の平均余命年数は10.99年であり（前提事実(6)ア。財産評価基本通達200-3参照）、一年未満の端数を切り捨てた年数は10年となる。

10 (ウ) 小括

 以上より、「当該契約に関する権利を取得した時におけるその目的とされた者に係る余命年数」は、必要な読み替えを踏まえ、10年となる。

イ 「当該契約に基づき給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額」（相続税法24条1項3号ハ）について

15 (ア) 「当該契約に基づき」について

 「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」の価額の評価について、相続税法24条5項が同条1項3号ハを準用していることからすれば、同号ハにいう「当該契約に基づき」との文言は、「当該権利に基づき」と読み替えるのが相当である。

20 (イ) 「給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額」について

 a 相続税法は、その22条において、財産の評価の原則として、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価によることとし、具体的な評価方法については解釈に委ねる一方で、定期金に関する権利を含む一部の財産については、同法23条から26条において特別の定めを置いている。相続税法がこのような特別の定めを置いている趣旨は、一部の財産については、一定の財

産的価値を有しているとしても、時価を把握することが困難であるなどの理由から、具体的な評価方法を解釈に委ねるのではなく、これを法定したものと解するのが相当である。

そして、取得の時における時価の評価についての特別の定めとして置かれた相続税法24条1項3号ハの趣旨は、将来、余命年数の間にわたって給付を受けるべき金額の合計額を相続開始時点における現在価値に引き直して算定するという権利の評価の方法を規定することにある。

b 前記 a. のとおり、相続税法は、取得の時における時価について、具体的な評価方法を原則として解釈に委ねており、同法24条1項3号ハの趣旨は、相続開始時点における現在価値に引き直して算定するという権利の評価の方法を規定することに主眼がある。

また、「給付を受けるべき金額」が権利の取得時に判明していない場合に、相続税法24条1項3号ハによる権利の評価が一切許されないとすると、権利を取得した時において定期金給付事由が発生している終身定期金給付契約に関する権利を相続又は遺贈により取得した結果、当該権利が相続税の課税財産に含まれるにもかかわらず、当該権利の評価が不可能になり、ひいては相続税額の計算が不可能になってしまうという不都合が生ずる。

以上のとおり、相続税法における財産の評価の仕組みに加え、同法24条1項3号ハによる権利の評価が一切許されなかった場合に不都合が生ずることを踏まえると、同号ハの規定は、権利の取得時において将来の「給付を受けるべき金額」が判明していない場合には、合理的な評価の方法を用いて「給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額」を算出することを許容していると解するのが相当である。そして、このことは、同法3条1項6号により、「定期金に関する権利で

契約に基づくもの以外のもの」が相続又は遺贈によって取得したとみなされる場合においても同様である。

- c 本件についてみると、前提事実(2)ウ及び証拠(乙C4)によれば、米国遺族年金の支給金額は、毎年、生活費調整の要否が検討され、生活費調整がされる場合にはその分が支給金額に加算されるものであり、受給期間中、変動(増加)し得るものであって、個々の受給者は、米国社会保障庁から毎年末ないし翌年初めに送付される「Your New Benefit Amount」という書類を受領しなければ、生活費調整を踏まえた翌年の受給額を知ることができないと認められる。そのため、本件妻が本件受給権を取得した時において、将来の生活費調整を織り込んだ「給付を受けるべき金額」は判明していなかった。

ところで、本件受給権に基づき給付を受けるべき金額は、被保険者の基本年金額と同一であり(前提事実(2)イ(イ)c)、被保険者であった本件被相続人は、本件相続開始日の属する令和元年に老齢給付金として月額1,106米ドル(年換算すると、本件受給額と同額である。)を受給していた(前提事実(3)ア)。

そして、米国では、支給される社会保障給付額について、毎年、生活費調整が行われており、生活費調整により、社会保障給付額が増加することはあっても、減少することはないのであるから(前提事実(2)ウ)、本件受給権に基づいて給付を受けるべき金額の年額は、本件受給額を下回るものではなかった。

さらに、相続税法24条1項3号ハが定める「給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額」は、将来にわたって受け取るべき年金の金額を現在価値に引き直すに当たり、その算定に用いる1年間に給付を受けるべき金額について、毎年異なる場合であっても、毎年一定の給付を受けるものと同様に取り扱うという趣旨のものであると解される

ところ、本件受給額をもって毎年一定の給付を受けるものと同様に取
り扱うことは、上記の趣旨に反するものではないのみならず、生活費
調整による加算分を算入しない分、評価上の安全性が考慮されたもの
といえる。

5 以上のような米国遺族年金の給付の仕組み及び相続税法24条1項
3号ハの趣旨等に照らすと、「給付を受けるべき金額の一年当たりの
平均額」について、将来の生活費調整を織り込んだ給付を受けるべき
金額に代わり、本件妻が本件受給権を取得した時に判明していた本件
受給額とすることは、合理的なものといえることができる。

10 したがって、「給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額」は、
本件相続により本件妻が受給することとなった米国遺族年金の月額で
ある1106米国ドルを年換算した1万3272米国ドル（本件受給
額）と評価すべきである。

(ウ) 小括

15 以上より、「当該契約に基づき給付を受けるべき金額の一年当たりの
平均額」については、必要な読み替えを踏まえ、1万3272米国ドル
（本件受給額）となる。

ウ 「当該契約に係る予定利率」（相続税法24条1項3号ハ）について

20 (ア) 前記イ(イ) a及びbと同様に、相続税法における財産の評価の仕組み
に加え、同法24条1項3号ハによる権利の評価が一切許されないとし
た場合に不都合が生ずることを踏まえると、同号ハの規定は、「当該契
約に係る予定利率」が存在しない場合であっても、これに代わり、合理
的な評価の方法を用いることを許容していると解するのが相当である。
そして、「当該契約に係る予定利率」が存在し得ない「定期金に関する
25 権利で契約に基づくもの以外のもの」の価額の評価について、同法24
条5項が同条1項3号ハを準用していることからすれば、同法3条1項

6号により「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」が相続又は遺贈によって取得したとみなされる場合においても、相続税法は、合理的な方法により上記評価を行うことを許容していると解するのが相当である。

5 (イ) 本件についてみると、本件受給権は契約に基づかない権利であるから（前提事実(3)イ）、「当該契約に係る予定利率」は存在しない。

この点、平成22年改正によって、相続税法24条1項が予定利率を用いて定期金に関する権利の価額を評価することとされた趣旨は、制定時の相続税法24条1項で定めていた所定の倍数や倍率を用いた評価方法では、評価時点における金利水準等を反映できない結果、かかる評価方法に基づく評価額が実際の受取金額の現在価値に比べて非常に低いものになってしまうこと等に対応するためであった。このような沿革からすれば、相続税法24条の定める定期金に関する権利の評価方法は、当該権利の現在価値を評価時点における金利水準等を加味して適切に算定することを念頭に置いたものといえる。そして、予定利率とは、一般に、生命保険会社が保険料を計算するときに想定した運用利回りのことをいい、給付される保険金の額を直接算定するものではないことをも勘案すると、同条5項により同条1項3号ハを同法3条1項6号に規定する定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のものの価額の評価について準用する場合に、「予定利率」に代わる合理的な利率として採用すべき利率は、必ずしも、当該利率に基づいて定期金給付額が直接定まるものであることまで要するものではないと解される。

15
20
25 以上に加えて、本件受給権が米国遺族年金を受給する権利であることからすると、「当該契約に係る予定利率」に代わるものとしては、米国遺族年金に関する運用利回りである実効金利を用いるのが合理的である。

(ウ) 小括

以上より、「当該契約に係る予定利率」に代わるものとして、令和元年における社会保障年金信託基金の実効金利である2.8%（本件実効金利。前提事実(5)）を用いるのが相当である。

エ まとめ

5 本件相続開始日における本件受給権の価額の評価に当たっては、前記アのとおり、「当該契約に関する権利を取得した時におけるその目的とされた者に係る余命年数」については10年を、前記イのとおり、「当該契約に基づき給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額」については本件受給額を、前記ウのとおり、「当該契約に係る予定利率」については本件実効金利を、それぞれ用いて評価することが相当である。

10 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000

そして、本件相続開始日の前日における原告の取引金融機関が公表する米国ドルの対顧客電信買相場（TTB）107.52円を前提に（前提事実(6)イ。財産評価基本通達4-3参照）、本件受給権の評価額についてみると、別表2「本件受給権の価額の評価明細書」のとおり、1万3272米国ドルに余命年数である10年に応ずる令和元年の実効金利2.8%による複利年金現価率8.618を乗じたものを邦貨換算した1229万7922円となる。

本件更正処分における本件受給権の評価額は、これと同額であり、正当なものといえる。

(3) 原告の主張について

ア 「余命年数」について定める施行令5条の8及び施行規則12条の3が相続税法24条1項3号ハの委任の範囲を逸脱しており無効であるとの主張について

(ア) 相続税法24条1項3号ハ及びその委任の趣旨について

25 相続税法24条1項3号ハの趣旨は、将来、余命年数の間にわたって給付を受けるべき金額の合計額を相続開始時点における現在価値に引

き直して算定するという評価の方法を規定することにある。そして、同号ハが「余命年数」という文言を用いていること及び実際の余命年数の算出が不可能であることからすれば、同号ハは、余命年数を踏まえて算定された評価額と実際に給付を受けることとなる金額の現在価値との間で一定の差異が生ずることを当然に許容しているというべきであり、原告が主張するような、将来の給付を確実に見込むことのできる期間であることを求める趣旨やそのような期間を算出できなければ評価をしてはならないとの趣旨を含むものとは解されない。

また、終身定期金の価額の評価方法について定めた相続税法24条1項3号は、平成22年改正前においては、1年間に受けるべき金額に年齢区分に応じた倍数を乗じて算出した金額とする旨定めていたところ、平成22年改正により、現行法のとおり余命年数を用いた評価方法へと改められた(乙B1、4)。このような改正がされたのは、平成22年改正前の相続税法24条1項3号が定める割合や倍数が、昭和25年当時の金利水準や平均寿命を基に算定されたものであり、その後の金利水準の低下や平均寿命の伸長により、改正前の規定に基づく評価額が実際の受取金額の現在価値に比べて非常に低いものになっていたことや、平成22年改正前の評価方法は、定期金保険契約に関する権利の評価を簡易な方法により計算する仕組みとして機能してきたものの、コンピューターの発達等により、この簡易な方法を使わなければならない状況ではなくなったこと等の社会情勢の変化等によるものであった(乙B4)。施行令5条の8及び施行規則12条の3が、このような平成22年改正を踏まえて定められたものであることを踏まえると、相続税法24条1項3号ハが施行令5条の8に、同条が施行規則12条の3に、「余命年数」の算出についてそれぞれ委任した主な趣旨は、「余命年数」の具体的内容については、上記のような社会情勢の変化等を踏まえて規定する

必要があるところ、法律によってこれを定めると迅速性に欠けることから、命令に委任したことにあるものと解される。

(イ) 「余命年数」として平均余命を用いることの合理性について

「当該契約に関する権利を取得した時」において「終身定期金の目的とされた者」があと何年生きられるかは客観的に確定しておらず、同人に係る余命年数は判明していない。そこで、上記権利の価額を評価するに当たり、「余命年数」として、各年齢の者が平均してあと何年生きられるかという期待値である平均余命を用いることは、その文理にも沿うものであるし、課税の客観性、明確性及び公平性の見地からみても一定の合理性があると認められる。そして、このような評価方法が相続税法24条1項3号ハ及びその委任の趣旨に反するとはいえない。

なお、「余命年数」との文理からすれば、「余命年数」として、0歳の平均余命である平均寿命を用いることも考えられるが、「当該契約に関する権利を取得した時」において「終身定期金の目的とされた者」が平均寿命を超える年齢であった場合の「余命年数」の計算方法が明らかでない上、上記期待値としての精度は各年齢における平均余命を用いる場合と比べて劣ることが明らかであり、採用し難い。

(ウ) 前記(ア)で説示した相続税法24条1項3号ハ及びその委任の趣旨からすれば、同号ハが、余命年数について、将来の給付を確実に見込むことができるものでなければならないことを求める趣旨を含んでいるとはいえないし、前記(イ)のとおり、余命年数として平均余命を用いることに一定の合理性があることからすれば、「余命年数」について定める施行令5条の8及び施行規則12条の3は、相続税法24条1項3号ハによる委任の範囲を逸脱した無効なものとはいえない。

したがって、原告の主張を採用することはできない。

イ 「当該契約に基づき給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額」に



係る読替えが租税法律主義に反するとの主張について

原告は、「当該契約に基づき」との文言を「当該権利に基づき」と、「給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額」との文言を「給付を受けた相続開始時の受給額」と、それぞれ読み替えることが租税法律主義に反する旨主張する。

しかしながら、上記のような読替えや「給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額」として本件受給額を用いることができることは、前記(2)イにおいて説示したとおりであり、これが租税法律主義に反するものとはいえない。

なお、原告は、「給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額」との文言を「給付を受けた相続開始時の受給額」と被告が読み替えているとも主張するが、本件受給権に基づいて給付を受けるべき金額の年額が本件受給額を下回るものではないこと（前記(2)イ(イ) c）からすれば、本件受給額は、生活費調整による増加分を織り込まないという点において評価上の安全性を考慮する形で「給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額」を算定したといえることができるものであって、原告の主張するような読み替えをしたものではない。

したがって、原告の主張を採用することはできない。

ウ 「当該契約に係る予定利率」を本件実効金利と読み替えることはできないとの主張について

a 原告は、「予定利率」が基本的に変更できないものであるから、その総額が計算可能であるのに対し、実効金利は常に変動し、公的年金に関する大きな制度変更も懸念されるため、将来の予想はつかないし、これに基づく総額の算定も不可能である旨主張する。

しかしながら、証拠（乙C12）によれば、生命保険商品にも、予定利率を長期プライムレートなどの基準に連動させ可変的にする、変

動金利型（予定利率変動型）保険商品があると認められるのであり、相続税法24条1項3号は、「予定利率」が変動せず、常に総額が算定可能であることを前提としているものとは解されない。

したがって、原告の主張は、その前提を欠き、採用することができない。

b 原告は、社会保障年金信託基金の運用利回りである実効金利と各回の年金給付との間に直接の関連性はないから、本件受給権の「予定利率」として本件実効金利を用いることに合理性はない旨主張する。

しかしながら、前記(2)ウ(イ)で説示したとおり、予定利率は給付される保険金の額を直接算定するものではなく、平成22年改正によって、相続税法24条1項が予定利率を用いて定期金に関する権利の価額を評価することとされた趣旨に照らし、「予定利率」に代わる合理的な利率として採用すべき利率は、必ずしも、当該利率に基づいて定期金給付額が直接定まるものであることまで要するものではない。

したがって、原告の主張を採用することはできない。

c 原告は、「予定利率」に代わる合理的な利率としては、実効金利ではなく、米国の国債に基づいて計算される年利率がこれに相当するというべきである旨主張する。

しかしながら、本件全記録によっても、米国の国債に基づいて計算される年利率と本件受給権に基づく給付金との関連性が高く、実効金利に代わってこれを採用すべきであると認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、原告の主張を採用することはできない。

3 争点3（本件受給権に相続税法3条1項6号を適用することが平等原則に違反するか）について

(1) 厚生年金保険法による遺族年金等については相続税の課税対象とならない

一方、本件受給権については相続税の課税対象となるところ、このような取扱いの相違は、前記1(2)イのとおり、厚生年金保険法41条2項等の個別法における規定の有無によるものである。そして、本件受給権を含む国外公的年金受給権について、個別法に規定を設けてこれを課税対象としないものとするか否かについては、立法府の総合的な政策判断等に基づく裁量の範囲に属する事柄であるというべきである。

そして、証拠(乙C15、16)によれば、遺族年金の性格は、①遺族の生活変化に対する一時的支援、②現役期遺族や遺児に対する中長期的な所得保障、③老齢年金の代替・補足(高齢遺族の所得保障)、④死亡した者が獲得した年金受給権の遺族への継承に整理されること、各国の遺族年金において、前記①から④のいずれの性格を含むか、どの性格を重視するかは国によって異なること、その支給水準についても、受給期間や受給額の算定方法が国によって様々であることがそれぞれ認められるのであって、年金制度全体やその中での遺族年金の位置付け、遺族年金の支給水準等は国によって様々であるということができる。このことに加え、厚生年金保険法による遺族年金等については、遺族の生活安定に必要な資金であるといった政策的配慮から例外的に非課税としたものであることを踏まえると、様々な性格を有する国外の遺族年金受給権を、国内の遺族年金受給権と同様に、一律に相続税の課税財産としないとするは必ずしも適当ではないというべきである。そうすると、米国遺族年金の受給権である本件受給権について、相続税の課税対象としない旨の規定を設けなかったとしても、そのことから直ちに立法府の裁量の範囲を逸脱し、これを濫用したこととなるものではない。

そして、本件受給権について相続税の課税対象としない旨の個別の規定が設けられていないことを前提に、本件受給権が課税財産に当たるものとして行われた本件更正処分等についても、合理性を欠くということとはできない。

したがって、本件受給権に相続税法3条1項6号を適用することが平等原

則に違反するとはいえない。

(2) なお、原告は、国内外の公的年金受給権については、いずれも相続税の課税対象外になっていることを前提として、本件受給権に合理的理由なく相続税法3条1項6号を適用することが平等原則に違反すると主張するが、本件受給権を始めとする国外の公的年金受給権について相続税の課税対象となり、その評価が可能であることについては、前記1及び2において説示したとおりである。

したがって、原告の主張は、その前提を欠くものであり、採用することはできない。

4 本件更正処分等の適法性

(1) 以上を前提として原告の相続税の納付すべき税額を計算すると、別紙2「本件更正処分等の根拠及び適法性に係る被告の主張」の1記載のとおりとなり（納付すべき税額につき、同別紙の1(2)カ(7)）、本件更正処分における納付すべき税額（別表1の「納付すべき税額」欄）と同額になるから、本件更正処分は、適法である。

(2) そして、本件更正処分が適法である場合に賦課すべき過少申告加算税の額は、別紙2の3(1)記載のとおりであるところ、原告は、本件相続税について、納付すべき税額を過少に申告していたものであり、納付すべき税額を過少に申告していたことについて通則法65条4項1号に定める「正当な理由」があるとはいえないから、これと同額の過少申告加算税を課した本件賦課決定処分も適法である。

第4 結論

よって、原告の請求は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官

篠田賢治

裁判官

高部祐未

裁判官

下山雄司

(別紙1)

関係法令等の定め

1 相続税法

5 (1) 3条 (相続又は遺贈により取得したものとみなす場合)

相続税法3条1項柱書き及び同項6号は、被相続人の死亡により相続人その他の者が定期金 (これに係る一時金を含む。) に関する権利で契約に基づくもの以外のもの (恩給法の規定による扶助料に関する権利を除く。) を取得した場合においては、当該定期金に関する権利を取得した者が、当該定期金に関する権利 (同項2号に掲げる給与に該当するものを除く。) を相続又は遺贈により取得したものとみなす旨規定している。

10 (2) 11条の2 (相続税の課税価格)

相続税法11条の2第1項は、相続又は遺贈により財産を取得した者が同法1条の3第1項1号又は2号の規定に該当する者である場合においては、その者については、当該相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額をもって、相続税の課税価格とする旨規定している。

15 (3) 22条 (評価の原則)

相続税法22条は、同法第3章で特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による旨規定している。

20 (4) 24条 (定期金に関する権利の評価)

ア 相続税法24条1項は、定期金給付契約で当該契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生しているものに関する権利の価額は、次の(ア)から(エ)までに掲げる定期金又は一時金の区分に応じ、当該各号に定める金額による旨規定している。

(ア) 有期定期金 次に掲げる金額のうちいずれか多い金額

- a 当該契約に関する権利を取得した時において当該契約を解約としたならば支払われるべき解約返戻金の金額（1号イ）
- b 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該契約に関する権利を取得した時において当該一時金の給付を受けるとしたならば給付されるべき当該一時金の金額（1号ロ）
- c 当該契約に関する権利を取得した時における当該契約に基づき定期金の給付を受けるべき残りの期間に応じ、当該契約に基づき給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額に、当該契約に係る予定利率による複利年金現価率（複利の計算で年金現価を算出するための割合として財務省令で定めるものをいう。3号ハにおいて同じ。）を乗じて得た金額（1号ハ）

(イ) 無期定期金 次に掲げる金額のうちいずれか多い金額

- a 当該契約に関する権利を取得した時において当該契約を解約としたならば支払われるべき解約返戻金の金額（2号イ）
- b 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該契約に関する権利を取得した時において当該一時金の給付を受けるとしたならば給付されるべき当該一時金の金額（2号ロ）
- c 当該契約に関する権利を取得した時における、当該契約に基づき給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額を、当該契約に係る予定利率で除して得た金額（2号ハ）

(ウ) 終身定期金 次に掲げる金額のうちいずれか多い金額

- a 当該契約に関する権利を取得した時において当該契約を解約としたならば支払われるべき解約返戻金の金額（3号イ）
- b 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該契約に関する権利を取得した時において当該一時金の給付を受けるとした

ならば給付されるべき当該一時金の金額（3号ロ）

- c 当該契約に関する権利を取得した時におけるその目的とされた者に係る余命年数として政令で定めるものに応じ、当該契約に基づき給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額に、当該契約に係る予定利率による複利年金現価率を乗じて得た金額（3号ハ）

(エ) 3条1項5号に規定する一時金 その給付金額

- イ 相続税法24条5項は、同条1項から4項までの規定は、同法3条1項6号に規定する定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のものの価額の評価について準用する旨規定している。

2 相続税法施行令（施行令）

施行令5条の8は、相続税法24条1項3号ハに規定する余命年数として政令で定める年数は、同法の終身定期金に係る定期金給付契約の目的とされた者の年齢及び性別に応じた厚生労働省の作成に係る生命表を勘案して財務省令で定める平均余命とする旨規定している。

3 相続税法施行規則（施行規則）

(1) 12条の2（複利年金現価率）

施行規則12条の2第1項は、相続税法24条1項1号ハに規定する複利年金現価率は、1から特定割合（同項の定期金給付契約に係る予定利率に1を加えた数を給付期間の年数で累乗して得た数をもって1を除して得た割合をいう。）を控除した残数を当該予定利率で除して得た割合（当該割合に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする旨規定し、施行規則12条の2第2項は、同条1項に規定する給付期間の年数は、同条2項各号に掲げる定期金の区分に応じ、当該各号に定める年数とする旨規定し、同項2号は、終身定期金の上記給付期間の年数について、定期金給付契約に関する権利を取得した時におけるその目的とされた者に係る施行令5条の8に規定する余命年数とする旨規定している。

(2) 12条の3 (平均余命)

施行規則12条の3は、施行令5条の8に規定する財務省令で定める平均余命は、厚生労働省の作成に係る完全生命表に掲げる年齢及び性別に応じた平均余命(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)とする旨規定している。

4 相続税法基本通達(昭和34年1月28日付け直資10による国税庁長官通達。ただし、令和元年7月2日付け課資2-10ほかによる改正前のもの。乙B6)

(1) 3-46 (契約に基づかない定期金に関する権利)

相続税法基本通達3-46は、相続税法3条1項6号に規定する「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」には、同通達3-29の定めに該当する退職年金の継続受取人が取得する当該年金の受給に関する権利のほか、船員保険法の規定による遺族年金、厚生年金保険法の規定による遺族年金等があるのであるが、これらの法律による遺族年金等については、それぞれそれらの法律に非課税規定が設けられているので、相続税は課税されないことに留意する旨定めている。

(2) 24-4 (解約返戻金の金額等がない場合)

相続税法基本通達24-4は、相続税法24条1項1号に規定する有期定期金の評価に当たって、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれに掲げる金額により評価する旨定めるとともに、相続税法24条1項2号及び3号の規定の適用に当たっても同様である旨定めている。

ア 相続税法24条1項1号イに規定する解約返戻金の金額がない場合

同号ロ又はハに掲げる金額のうちいずれか多い金額による。

イ 相続税法24条1項1号ロに規定する一時金の金額がない場合

同号イ又はハに掲げる金額のうちいずれか多い金額による。

ウ 相続税法24条1項1号イに規定する解約返戻金の金額及び同号ロに掲げる一時金の金額がない場合

同号ハの金額による。

- 5 5 財産評価基本通達（昭和39年4月25日付け直資56ほかによる国税庁長官通達。ただし、令和元年9月18日付け課評2-39ほかによる改正前のもの。

乙B7)

5 (1) 4-3 (邦貨換算)

財産評価基本通達4-3は、外貨建てによる財産及び国外にある財産の邦貨換算は、原則として、納税義務者の取引金融機関（外貨預金等、取引金融機関が特定されている場合は、その取引金融機関）が公表する課税時期における最終の為替相場（邦貨換算を行う場合の外国為替の売買相場のうち、いわゆる対顧客直物電信買相場又はこれに準ずる相場をいう。また、課税時期に当該相場がない場合には、課税時期前の当該相場のうち、課税時期に最も近い日の当該相場とする。）による旨定めている。

10 (2) 4-4 (基準年利率)

15 財産評価基本通達4-4は、同通達第2章以下に定める財産の評価において適用する年利率は、別に定めるものを除き、年数又は期間に応じ、日本証券業協会において売買参考統計値が公表される利付国債に係る複利利回りを基に計算した年利率（基準年利率）によることとする旨定めている。

20 (3) 200 (給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額)

財産評価基本通達200は、相続税法24条1項1号ハ、同項2号ハ及び同項3号ハに規定する「給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額」は、これらの規定の定期金給付契約に基づき1年間に給付を受けるべき定期金の金額により、次に掲げる場合における「給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額」については、それぞれ次によるものとする旨規定している。

25 ア 有期定期金に係る定期金給付契約のうち、年金により給付を受ける契約（年1回一定の金額が給付されるものに限る。）以外の契約の場合

省略

イ 終身定期金に係る定期金給付契約のうち、1年間に給付を受けるべき定期金の金額が毎年異なる契約の場合

当該定期金給付契約に関する権利を取得した時後当該契約の目的とされた者に係る余命年数の間に給付を受けるべき金額の合計額を当該余命年数で除して計算した金額

5
(4) 200-3 (完全生命表)

財産評価基本通達200-3は、施行規則12条の3に規定する「完全生命表」は、定期金給付契約に関する権利を取得した時の属する年の1月1日現在において公表されている最新のものによる旨定めている。

10
(5) 200-6 (予定利率)

財産評価基本通達200-6は、相続税法24条及び25条の規定により定期金給付契約に関する権利を評価する場合の「予定利率」は、当該定期金給付契約に関する権利を取得した時における当該契約に係る「予定利率」をいうことに留意する旨定めている。

15
以上

(別紙2)

本件更正処分等の根拠及び適法性に係る被告の主張

1 本件更正処分の根拠

6 原告の本件相続税の納付すべき税額は、別表3「課税価格等の計算明細表」のとおりであり、その計算根拠は、以下のとおりである。

(1) 課税価格の合計額(別表3順号11の「合計額」欄の金額)

2億3551万3000円

10 上記金額は、本件共同相続人が本件相続により取得した下記アの財産の価額(別表3順号7の各人欄の金額)から、本件共同相続人が負担した下記イの債務等の金額(同表順号8の各人欄の金額)をそれぞれ控除した金額に、相続税法19条の規定により相続税の課税価格に加算される下記ウの贈与財産価額(同表順号10の各人欄の金額)をそれぞれ加算した後の各金額につき、国税通則法(令和2年法律第8号による改正前のもの。以下、「通則法」という。)118条15 1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額(同表順号11の各人欄の金額)を合計した金額である。

ア 取得財産の価額(別表3順号7の「合計額」欄の金額)

2億3431万5714円

上記金額は、次の(ア)から(カ)までの金額の合計額である。

20 (ア) 土地の価額(別表3順号1の「合計額」欄の金額)

2133万5668円

上記金額は、本件妻が本件相続により取得した土地の価額の合計額であり、本件相続税申告書第15表(乙A2・17枚目)の「各人の合計」の⑥欄の金額である。

25 (イ) 家屋、構築物の価額(別表3順号2の「合計額」欄の金額)

472万7317円

上記金額は、本件妻が本件相続により取得した家屋の価額の合計額であり、本件相続税申告書第15表(乙A2・17枚目)の「各人の合計」の㊸欄の金額である。

(ウ) 有価証券の価額(別表3順号3の「合計額」欄の金額)

1億4946万7990円

上記金額は、本件共同相続人が本件相続により取得した有価証券の価額の合計額であり、本件相続税申告書第15表(乙A2・17枚目)の「各人の合計」の㊸欄の金額である。

(エ) 現金、預貯金等の価額(別表3順号4の「合計額」欄の金額)

2745万0451円

上記金額は、本件共同相続人が本件相続により取得した現金及び預貯金等の価額の合計額であり、本件相続税申告書第15表(乙A2・17枚目)の「各人の合計」の㊸欄の金額である。

(オ) 家庭用財産の価額(別表3順号5の「合計額」欄の金額)

20万1500円

上記金額は、本件妻が本件相続により取得した家庭用財産の価額の合計額であり、本件相続税申告書第15表(乙A2・17枚目)の「各人の合計」の㊸欄の金額である。

(カ) その他の財産の価額(別表3順号6の「合計額」欄の金額)

3113万2788円

上記の金額は、本件共同相続人が本件相続により取得したその他の財産の価額の合計額であり、その内訳は、別表4「その他の財産の明細書」のとおりである。

このうち、別表4の順号1から19までの各財産の価額の合計額1883万4866円は、本件相続税申告書第15表(乙A2・17枚目)の「各人の合計」の㊸欄の金額と同額である。

また、同表順号21の本件受給権は、争点2（被告の主張）のとおり、本件妻が相続税法3条1項6号の規定により本件被相続人から相続により取得したものとみなされる財産であり、その価額1229万7922円は、争点2（被告の主張）のとおり、相続税法24条5項により同条1項3号ハの規定を準用して評価したものである。

イ 債務等の金額(別表3順号8の「合計額」欄の金額)

210万2091円

上記金額は、本件被相続人の債務及び同人に係る葬式費用のうち本件妻の負担に属する部分の金額の合計額であり、本件相続税申告書第15表(乙A2・17枚目)の「各人の合計」の㉞欄の金額である。

ウ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(別表3順号10の「合計額」欄)

330万0000円

上記金額は、本件妻が本件相続の開始前3年以内に本件被相続人から贈与を受けた財産の価額であり、本件相続税申告書第15表(乙A2・17枚目)の「各人の合計」の㉟欄の金額である。

(2) 本件共同相続人の本件相続税の納付すべき税額

ア 課税遺産総額(別表5順号3の金額)

1億9351万3000円

上記金額は、上記(1)の課税価格の合計額から、相続税法15条の規定により、3000万円と600万円に本件相続に係る相続人の数である2を乗じた金額1200万円との合計額4200万円(別表5順号2の金額)を控除した後の金額である。

イ 法定相続分に応ずる取得金額(別表5順号5の各金額)

(ア) 原告 9675万6000円

(イ) 本件妻 9675万6000円

上記金額は、相続税法16条の規定により、上記アの金額に当該各相続人の法定相続分に相当する割合(別表5順号4の割合)をそれぞれ乗じて算出した金額である。

ウ 相続税の総額(別表3順号12の「合計額」欄及び別表5順号7の金額)

5 4405万3600円

上記金額は、上記イ(ア)及び(イ)の各金額に、それぞれ相続税法16条に定める税率を乗じて算出した各金額(別表5順号6の各金額)の合計額である。

エ 本件共同相続人の算出税額(別表3順号14の各金額)

(ア) 原告 2509万5885円

10 (イ) 本件妻 1895万7715円

上記各金額は、相続税法17条の規定により、上記ウの金額に、本件共同相続人の各課税価格が上記(1)の課税価格の合計額に占める割合(別表3順号13の各あん分割合)を乗じて算出した金額である。

オ 配偶者の税額軽減額(別表3順号15の「本件妻」欄の金額)

15 本件妻 1895万7714円

上記金額は、相続税法19条の2の規定により、本件妻の算出税額から控除すべき配偶者の税額軽減額であり、その計算根拠は、別表6「配偶者の税額軽減額の計算明細書」のとおりであり、当該金額は同表順号13「配偶者の税額軽減額」欄の金額である。

20 カ 本件共同相続人の納付すべき本件相続税の額(別表3順号16)

(ア) 原告 2509万5800円

(イ) 本件妻 0円

25 上記金額のうち、原告の金額は、上記エ(ア)の算出税額について、通則法19条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。

また、本件妻の金額は、上記エ(イ)の算出税額から上記オの配偶者の税額軽

減額を控除した後の金額について、通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。

2 本件更正処分の適法性

原告の納付すべき本件相続税の額は、上記1(2)カ(ア)のとおりであるところ、当該納付すべき税額は、本件更正処分における原告の納付すべき相続税額(甲A3・1枚目・「(1)納付税額又は還付税額の計算明細」の「更正額」の㊸欄の金額)と同額であるから、本件更正処分は適法である。

3 本件賦課決定処分の根拠及び適法性

(1) 原告に賦課される過少申告加算税の額

上記2で述べたとおり、本件更正処分は適法であるところ、原告は、本件相続税の納付すべき税額を過少に申告していたものであり、そのことについて通則法65条4項1号に規定する正当な理由は存しない。

したがって、原告に賦課される過少申告加算税の額は、通則法65条1項の規定に基づき、本件更正処分により原告が新たに納付すべき税額83万円(2509万5800円(甲A3・1枚目・「(1)納付税額又は還付税額の計算明細」の「更正額」の㊸欄の金額)から、2426万1000円(本件相続税申告書第1表(続)(乙A2・2枚目の「 」欄の㊸欄の金額)を控除した後の金額。ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)に100分の10の割合を乗じて計算した金額8万3000円となる。

(2) 本件賦課決定処分の適法性

原告に賦課される過少申告加算税の額は、上記(1)のとおり8万3000円であるところ、この金額は、本件賦課決定処分における金額(甲A3・1枚目・「この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の「納付すべき加算税の額」の「過少申告加算税」欄の金額)と同額であるから、本件賦課決定処分は適法である。

以上

(別表1)

課税処分の経緯

(単位：円)

順号	区 分	年 月 日	各人の課税価格の合計額	原告の課税価格	納付すべき税額	過少申告 加算税
1	当初申告(期限内)	令和2年1月31日	223,216,000	134,164,000	24,261,000	
2	更正処分及び過少申告 加算税の賦課決定処分	令和4年9月30日	235,513,000	134,164,000	25,095,800	83,000

(別表2)

本件受給権の価額の評価明細書

順号	区分	金額等
1	給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額	13,272米ドル
2	余命年数	10年
3	予定利率	0.028
4	複利年金現価率	8.618
5	米ドル建てによる本件受給権の価額(順号1×順号4)	114,378米ドル
6	邦貨換算レート	107.52円
7	邦貨換算後の本件受給権の価額(順号5×順号6)	12,297,922円

(注) 1 順号2の年数は、相続税法施行令5条の8(定期金給付契約の目的とされた者に係る余命年数)及び相続税法施行規則12条の3(平均余命)並びに財産評価基本通達200-3(完全生命表)の定めにより、厚生労働省作成の第22回完全生命表に掲げる本件妻の年齢及び性別に応じた平均余命である10.99年について、1年未満の端数を切り捨てた後の年数である。

2 順号3の予定利率は、本件実効金利(乙C8・9枚目)である。

3 順号4の複利年金現価率は、相続税法施行規則12条の2(複利年金現価率)第1項及び第2項2号の規定による算式に、次のとおり、順号2の年数及び順号3の予定利率を当てはめて算出(小数点以下3位未満の端数を四捨五入)したものである(乙A3「⑥複利年金現価率は、」参照)。

$$\frac{1}{0.028} \times \frac{1}{(1+0.028)^{10}} = 8.618$$

4 順号6の邦貨換算のレートは、原告の取引金融機関である [] が公表する最終の対顧客電信買相場(TTB)である。課税時期([])の相場がないことから、財産評価基本通達4-3(邦貨換算)の定めにより、課税時期の前日の相場を用いている(乙C10)。

(別表3)

課税価格等の計算明細表

(単位：円)

順号	区分	合計額	原告	本件妻
1	土地	21,335,668	0	21,335,668
2	取得財産の価額 家屋、構築物	4,727,317	0	4,727,317
3	有価証券	149,467,990	115,807,090	33,660,900
4	現金、預貯金等	27,450,451	17,498,382	9,952,069
5	家庭用財産	201,500	0	201,500
6	その他の財産	31,132,788	858,981	30,273,807
7	合計	234,315,714	134,164,453	100,151,261
8	債務等	2,102,091	0	2,102,091
9	差引純資産価額 (順号7 - 順号8)	232,213,623	134,164,453	98,049,170
10	純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額	3,300,000	0	3,300,000
11	課税価格 (順号9 + 順号10)	235,513,000	134,164,000	101,349,000
12	相続税の総額 (別表5順号7の金額)	44,053,600		
13	あん分割合 $\left(\frac{\text{順号11の各人額}}{\text{順号11の「合計額」額}} \right)$	1	$\frac{134,164,000}{235,513,000}$	$\frac{101,349,000}{235,513,000}$
14	算出税額 (順号12の「合計額」額×順号13の各人額)	44,053,600	25,095,885	18,957,715
15	配偶者の税額軽減額	18,957,714	0	18,957,714
16	納付すべき相続税額	25,095,800	25,095,800	0

- (注) 1 順号1ないし5、8、10の各欄の金額は、本件相続税申告書第15表及び同表(続)(乙A2・17及び18枚目)の⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫の各欄の金額と同額である。
- 2 順号6の「原告」欄の金額は、本件相続税申告書第15表(続)(乙A2・18枚目)の「 」欄の⑬欄の金額と同額である。
- 3 順号6の「本件妻」欄の金額は、本件相続税申告書第15表(乙A2・17枚目)の「 」欄の⑭欄の金額(17,975,885円)と別表4の順号2「本件受給権」の「本件妻」欄(12,297,922円)の金額を合計した金額である。
- 4 順号11「課税価格」の各人欄の金額は、通則法118条1項の規定により、1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。
- 5 順号15「配偶者の税額軽減額」の「本件妻」欄の金額は、別表6の順号13「配偶者の税額軽減額」欄の金額である。
- 6 順号16「納付すべき相続税額」の各人欄の金額は、通則法119条1項の規定により、100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。

(別表4)

その他の財産の明細書

(単位:円)

順号	財産の明細	合計額	原告	本件妻
1	東レ	25,500	25,500	0
2	配 日本製鉄	31,874	31,874	0
3	JFEホールディングス	39,843	39,843	0
4	日本郵政	21,914	21,914	0
5	当 三菱重工	51,796	51,796	0
6	三井物産	216,744	216,744	0
7	三菱商事	587,359	0	587,359
8	期 三菱地所	230,290	230,290	0
9	東京急行	39,843	39,843	0
10	待 日本電信電話	45,421	45,421	0
11	東京瓦斯	51,796	51,796	0
12	日本郵政	19,922	19,922	0
13	権 三井物産	15,937	15,937	0
14	三菱商事	16,061	16,061	0
15	生命保険契約に関する権利 (明治安田生命)	6,886,385	0	6,886,385
16	損害保険金請求権 (セコム損害保険)	54,760	0	54,760
17	還付金請求権 (令和元年分標準決定申告書)	106,080	53,040	53,040
18	高額医療費還付請求権	42,462	0	42,462
19	生命保険金 (明治安田生命)	10,351,879	0	10,351,879
20	小計 (順号1ないし順号19)	18,834,866	858,981	17,975,885
21	本件受給権	12,297,922	0	12,297,922
22	合計	31,132,788	858,981	30,273,807

(注) 1 順号1ないし18の各欄の金額は、本件相続税申告書の別紙(相続税がかかる財産の明細)(乙A 2・9枚目及び10枚目)の「その他の財産」に記載されている各財産の各欄の金額と同額である。

2 順号19「生命保険金」の「合計額」欄及び「本件妻」欄の金額は、本件相続税申告書第9表(乙A 2・5枚目)の③欄の金額と同額である。

3 順号21「本件受給権」の「合計額」欄及び「本件妻」欄の金額は、別表2順号7の金額である。

(別表 5.)

相続税の総額の計算明細表

(単位：円)

順号	区分	原告	本件妻
1	課税価格の合計額	235,513,000	
2	遺産に係る基礎控除額	42,000,000	
3	課税遺産総額 (順号1 - 順号2)	193,513,000	
4	法定相続分	1 ----- 2	1 ----- 2
5	法定相続分に応ずる取得金額	96,756,000	96,756,000
6	相続税の総額の基となる税額	22,026,800	22,026,800
7	相続税の総額	44,053,600	

- (注) 1 順号1「課税価格の合計額」欄の金額は、別表3の順号11「課税価格」の「合計額」欄の金額である。
- 2 順号2「遺産に係る基礎控除額」欄の金額は、「3000万円+600万円×2人(相続税法15条2項に規定する相続人の数)」の算式により求めた金額である。
- 3 順号5「法定相続分に応ずる取得金額」欄の各金額は、順号3の金額に順号4「法定相続分」の割合を乗じ、相続税法基本通達16-3の定めにより、それぞれ1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。
- 4 順号6「相続税の総額の基となる税額」欄の各金額は、各相続人(相続税法15条2項に規定する相続人)ごとに順号5「法定相続分に応ずる取得金額」欄の金額に、相続税法16条に定める税率を乗じて算出した金額である。
- 5 順号7「相続税の総額」欄の金額は、順号6の各人欄の金額の合計額である。

(別表6)

配偶者の税額軽減額の計算明細書

(単位：円)

順号	区分	本件妻
1	課税価格の合計額 (別表3順号11の「合計額」欄の金額)	235,513,000
2	法定相続分 (別表5順号4の「本件妻」欄の割合)	$\frac{1}{2}$
3	順号1×順号2 (1億6千万円に満たない場合は1億6千万円)	160,000,000
4	分割財産の価額	100,151,261
5	債務及び葬式費用の金額 (別表3順号8の「本件妻」欄の金額)	2,102,091
6	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (別表3順号10の「本件妻」欄の金額)	3,300,000
7	順号4－順号5＋順号6(千円未満切り捨て)	101,349,000
8	相続税の総額 (別表5順号7の金額)	44,053,600
9	順号3と順号7の金額のうちいずれか少ない方の金額	101,349,000
10	課税価格の合計額 (別表3順号11の「合計額」欄の金額)	235,513,000
11	順号8×順号9÷順号10	18,957,714
12	配偶者の税額軽減の限度額	18,957,715
13	配偶者の税額軽減額 (順号11と順号12のうちいずれか少ない方の金額)	18,957,714

- (注) 1 順号4の金額は、別表3の順号7「合計」の「本件妻」欄の金額と同額である。
2 順号12の金額は、別表3の順号14「算出税額」の「本件妻」欄の金額と同額である。

これは正本である。

令和 8 年 2 月 2 5 日

東京地方裁判所民事第 3 部

裁判所書記官 齊藤裕記

